

近税立志会 創刊第2号

平成22年7月30日

税理士の使命を主張することが道を拓く!

近畿税理士会会員各位

拝啓

盛夏の候、皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨秋、自民党から民主党に政権が交代し、今回の参議院選挙で民主党が後退した。国会ではねじれ現象が生じているが、規制改革の流れは依然として止まらず、我々税理士に影響を及ぼす問題は広範囲に亘っており安閑としておれない状況です。

昨年12月4日規制改革会議は、「税務会計と企業会計が密接不可分なものとなっているとの視点から、税理士と公認会計士が実施する業務の相互参入について検討し、必要な措置を講ずべきである。」とする見解を示しました。

しかしながら、税理士法第1条における税理士の使命は「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」であります。

それに対し公認会計士の使命は「監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」であり、また、弁護士は「基本的人権を擁護し社会正義を実現すること」を使命としています。

このように税理士と公認会計士・弁護士とはその制度における使命が異なります。

また、現行税理士法第3条1項は、「次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。」とし、第三号「弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む)」、第四号「公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む)」と規定しています。

ところで、ここ数年の税理士試験の合格者数は約千名であるのに対し、公認会計士試験は、平均3千名超、司法試験は2千名超の合格者数を出しています。公認会計士、弁護士となっても就職が非常に困難な状況であり、近い将来、公認会計士、弁護士の税理士登録者が一気に増加することが確実です。

我々は、他士業制度の改変により急激に増員された他資格者が、無条件で税理士業務を行うことに問題意識を持ち、公認会計士制度及び弁護士制度と税理士制度とは、社会的使命及び業務内容が異なることから、資格付与にあたっての資質の検証も別個に行われるべきであると考えます。

したがって、税理士法改正においては、税理士制度100年の大綱を見据えた税理士法のあり方を考えなければなりません。特に、税理士の資格取得に関する問題は、適切に対応しなければ将来に禍根を残す結果になります。

近税立志会は、今後も税理士界を取り巻く諸問題に対処して参ります。これからも、惜しみないご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



自主、自律がテーマです

近税立し志かい会

発行所 〒543-0014
大阪市天王寺区玉造元町14-17
電話(06)6764-8338

発行人 菅原 宏平

納税者権利憲章の必要性と税理士の使命

昨年誕生した民主党政権の税制に対する基本的な考え方は「代表なくして課税なし」に象徴される主権者たる国民に納得できる税制として「公平・透明・納得」の三原則である。このような観点から、第一に、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章(仮称)」を早急に制定すること、第二に、納税者の権利救済機関である「国税不服審判所の改革」、第三に、社会保障制度と税制を一本化するために「共通番号制の導入」と両者の賦課徴収を一元的に行うために「歳入庁の設置」を掲げている。これらの施策のうち、「納税者権利憲章」と「国税不服審判所の改革」については一年以内を目処に結論を出す予定である。「納税者権利憲章」について、民主党は既に国税通則法の一部改正案として衆議院に提出した経緯がある(2003年)。制定の趣旨は、国税の基本法である国税通則法が、主に賦課徴収する立場からのもので納税者の義務的規定が多く、これを改め納税者の権利保護と救済規定を新たに設けようとするものである。

今まで我が国に欠けていたタックスプレイヤーである納税者の立場を尊重する「納税者権利憲章」は、適正手続の保障、情報の公開、課税処分の適正化など納税者の権利保護・救済を目的に制定されるもので、欧米各国や韓国などの多くの国ですでに制定されている。

この憲章を制定することは、納税者の立場にたって現在の税務行政を見直すために必要不可欠なものである。また、この憲章は、法律として定められている場合と法令の説明文書として定められる場合とがある。課税庁の報告によれば、「(OECD)報告書(2003年)では「納税者権利憲章」の性質については、法令の説明文書でありそれ自体は法的な文書ではない」としているが、それでは実効性に疑問があり法

律として制定しなければ意味がない。また、この法律の制定と国税通則法の抜本的改正をセットでしないと、行政手続法の除外規定のように骨抜きにされる可能性がある。問題は、今後の税務行政にどう反映させていくかである。この件に関し、日税連は「税務行政の手続に関する規定を国税通則法において明文化し、納税者の権利保護、税務行政の円滑な執行を図るべきである。」との考えを表明している。そこでこの憲章の趣旨を生かすためには、国税通則法をはじめ関係法律条文に以下の改正を加えるべきである。

- (1) 恣意的な税務調査を排除するため、事前通知や調査理由開示の義務付けなど憲法に規定されている適正手続の保障を制度化すること。
- (2) 行政手続法の適用除外規定を廃止するとともに、更正・決定処分など不利益処分について理由附記の義務付け規定を設けること。
- (3) 更正の請求期間を延長し減額更正期間と同様にするとともに、処分庁の不作为について義務付け裁決制度を導入すること。
- (4) 不服申立て前置制度を廃止し、不服申立ては訴訟規定を含め納税者の選択とするよう改正すること。
- (5) 国税不服審判所を現在の国税庁の附属機関ではなく、独立性が確保される機関にするなど抜本的な改革をし、人事ローテーションを廃止すること(日税連の意見は、事件の範囲を地方税にも拡大し、「租税不服審判所」の創設を主張。日弁連は、組織を内閣府に編入させる案)。
- (6) 業務における代理権を確立するため、税理士法を改正すること。

以上の事が納税者の権利保護・救済制度を確立するために特に重要であると考えられる。